

身録(四ノ) 校済

明治七年六月十八日於外務省寺島外務卿英國公使
パークスと庶接記

○臺灣出兵と奉

○公使館口札の巡査要旨一件

附横濱埋地競賣一件

禮畢

一 柳原公より以書昭日方より到着せしり

記者柳原公より奉書あり名を調へしり

一 支那政府より奉書あり名を調へしり
支那政府より奉書あり名を調へしり

外務省

一 柳原公昭日書状より支那公使より副島を以て

時政令其著地より及地外より支那公使

の圖内より支那公使より支那公使

より兵隊送りし事執行せしり

廢ハ其他奪りし事を急意發給し様之物ハ其

地を挿し見込ハ其

一 支見込地を奪りし事を急意發給し様之物ハ其

先年暴行を以てしり若し多先年罪を以て後

来共其危険を以てしり若し多先年罪を以て後

其も何程急の事候ふしりハ不能之先年暴行人に客

類

せらるや素人専て素約被控ひる様も汚潔を多夫
 と書し後以無り致行ふ所と只約被控ひのみ位は子
 こてハ様果を戒むるに只其處を忘れ御せしむ様の
 戒と多夫に此の改心せしむるに被も入之他出人を害
 多し致善事と多夫より被大福に何れも一々懲せハ
 後其地出人を害せし後も難儀を多さんと書れ様を控
 多し害を多しむるに多しんが然我亦く難儀被地
 多し始御汚潔を多しむるに能旦善事に為夫加一旦
 懲せし後ハ支那政府に御全忠信し御清を多し
 りんと致多しん

外務省

一 支那と無改多し其地を御無改多し守ん
 との御見込多しん也

- 一 否
- 一 臺灣と地を御領せし後ハ支那と無改多しこ
 多しん
 - 一 和りより御領多し見込ハ多し其地を御守ハ支那政
 府に任夫多し支那政府も其地を多しん事を忘れ
 多し御守多しんハ御守多しん
 - 一 支那官負し書に支那を御成多し永く其地を御
 留せし御知せし多しん也其地を御領

しそ承く兵を居留せしむるものと云ふ事ふ
と也

一 書中ニ云事一節一は先年ニ後お八人をきり罷置
四の事ニ後ニ併せり兵船送る事をふ留之とのみあり
勿論冊書ハ我兵船ノ前ニ旨程前ニ發せしもの之

一 北条より西郷等に宛多し書翰ニ過世ニ公布せり
書中ニ曰く日本政府美國公使ニ基と早く兵
船退かせよと考へた

去月より附し書ニ我出人氏船艦を居留すは後
ニ用せりも支那政府ニ往く事より異論あり

外務省

層々埋なりと云り我多し然るには居留めんと
事より北条より美國公使ニ異論を以て知合ふる
あり候も考へしと國下ニ支那政府ハ吾後可
一 埋合しと云り親友ハ此量者送ると云ふ

一 其他ハ支那政府紀あり云く故に人を我より世よりハ
承知せり其人穂か事ニをふるを人死又ハ被り
く仕向より又ハ應身居る何程多し用意設備
多し人死初より子孫分ハ但し兵船送るもの支那
政府ハ承知多し我ハ是れ一も之も支那政府
對して強し言ハ毛氏等ハ我未々事を舉げり前既

性同様の端あり。いふ當なきを有る。支那政府に
於ては異議あり。——と云ふ

一 右異議を申しせし支那政府より、もと支那門
に道意ありと云ふ

我言に於て中意なきを早知し、是を多の兵器
他國に領地を造る。昔人の勳を非ざる人、や支那
政府は何と思ひ居る。然るに、何れ他國に於ては
多福報年と見做申。然るに、未だ支那公使に
公け、は報知なき。是を私に吾像を教せし。其未
勅文は、何れも、支那政府の勅も、其意を

外務省

能萬國公法を引て論じ、其舉の公法に反
そ支那政府之所を、如何に關係なき。其
を、支那の萬國公法に於て、如何に支那に不
福第一他國、三千の大兵器造る。其の必を、我言と
其意を、支那の萬國公法に於て、如何に支那に不
ハ他國に支那政府に、如何に其意を、支那に不
多福報年、其意を、支那の萬國公法に、如何に
其意を、支那の萬國公法に、如何に其意を、支那に

一人は、被地なき。其の意を、支那に、如何に其意を、
其意を、支那に、如何に其意を、支那に、如何に其意を、

彼より福せり被政令 亦及らば我其分を被し
せん軍を為し一 亦及らばせん

一 此其甚く懐く之初其吾を也 程あり 宜しき又
後一 又福せり 亦及らば 被地上座
後初 亦及らば 亦及らば

一 亦初福建に船解来者 亦及らば 亦及らば
一 此より各國公使に 亦及らば 亦及らば

一 亦及らば 亦及らば 亦及らば
亦及らば

外務省

一 亦及らば 亦及らば 亦及らば
亦及らば 亦及らば 亦及らば

一 亦及らば

一 亦及らば 亦及らば 亦及らば
亦及らば 亦及らば 亦及らば

一 亦及らば 亦及らば 亦及らば
亦及らば 亦及らば 亦及らば

一 懲没百日の刑と方じ然らば其者士族之係は固刑禁刑
 二 或は通常より此の言を以て賤しをわすも交際上一年
 三月特別に重くして実刑に當るるを旨に交せし
 二 罪以上若く顯し者ハ輕罪を以て問ふを以て其罪は
 律より此の法同五人持て步擲し且其人に得る得る
 三 二罪一ハ五十日禁刑一ハ百日に方じト交せし九月十日の禁
 刑ハ重くせし只重き方五十日禁刑に之を以て
 一 要罪の四重裁人を以て
 一 七人を以て
 一 何れ七人あるや何れも免て七人の罪を以て之を以て
 一 吟味せし七人罪は之を以て
 一 七人の限る何れも也
 一 七人ハ五個なれば倍の十人ハ倍其人を指して罰
 するより其言也
 一 七人の外罰を重き院議の如きハ五個より何れも免て
 公使館に執入せしハ十人乃至百人也
 一 或は其區政官も也重凡そ五千人行りたり者免て
 五個より何れも區政の巡査は重き罪に問はるるは其罪に問はる
 ことを也重の罪を問はるも不問ありは其言也
 一 捕者立會し其言ハ其言何人の者哉何れも事

外務省

其の事

一 其ハ法方大ニ御也

一 其ハ我ニシテ會言ニテ一字多クハ其ノ者ナリ

一 其ハ我ニシテ會言ニテ其後ハ一ニ其ノ事ニシテ

會言ニシテ

一 其ノ事ニシテ自分ニ入ルニテ多クハ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ一人ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ一人ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ一人ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

外務省

其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ其ノ事ニシテ

一 別ニ政府ハ各省ニ

一 知リ国法者ハ公布スル之被ハ後ハ罰ノ旨ニ付然
リ時トシテハ地方官ヨリ公布ス。事ハ多ク後公ニ備
新設成ルモノ通知スル事ニ

一 此罰金ハ別ニ左官官ニ依リ以テ裁ト為ル也
少シキ事ニ付

一 罰金ノ旨ニ付然モ皆國法者ハ公布ス。例ニ以テ然モ
上ニ事ハ以テ何種ニ付テモ

一 此律ハ控訴スルモノハ以テ通常ノ例ニ以テ然モ控訴
ノ旨ニ付然モ事ハ亦ハ公使控訴ノ旨ニ付然モ

外務省

多シクハ事ニ

何レノ國ニモ公使館を設ケ為ルノ法アリ以テ公
使を以テ多シクハ法律ニ依リテ法律官ニ依リテ
之ノ旨ニ

一 又當リ法四年間ニ於テハ

一 此何レノ法ニ付

一 通例ノ旨ヨリハ是レニ付テハ多クハ事ニ付然モ
之律ニハ事ニ

一 又ハ稿ニ付然モ

一 支條上ニ事ヲ別ニ從法スルモノハ亦ハ事ニ付然モ

之成りぬるを慮る

是文の少後、あつたに、和難秘に、其れハ、其の秘中
出政者、少くも、其の、あつたに、其の、あつたに、
より、其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、

其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、

外務省

其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、

其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、
其の、あつたに、其の、あつたに、其の、あつたに、

乃れ之を存之儀を、實際上に、後、身、実、事、の、處、に、
 此、格、を、定、む、事、に、た、是、事、を、、此、格、を、、通、す、、此、國、に、
 亦、後、一、申、す、也

一 自己の家、関籠り、禁錮、之、不、為、事、、初、等、、之、
 公使館、或、刑、務、局、に、更、に、送、出、さ、る、事、に、法、ハ、其、ノ、格、を、
事、を、以、テ、格、を、、之、を、要、ス、、也

一 是、格、を、之、を、、此、國、に、、屬、、刑、務、局、に、、送、出、、ス、
之、を、、別、者、と、、ス、

外 務 省

一 是、以、皇、儲、内、之、格、を、入、る、者、に、懲、役、五、十、日、之、、罰、之、、是、之、、礼、入、、ル、者、
入、セ、、若、、其、、皇、、儲、、内、、之、、礼、入、、ル、、事、、に、、因、、罪、、之、、是、、亦、、懲、、不、、之、、也
為、、之、、以、、之、、為、、之、、実、、受、、ス、、也

一 其、法、之、、亦、、當、、之、、也
皇、、儲、、之、、礼、入、、ル、、者、、懲、、役、、五、十、日、、之、、也、若、、其、、百、日、、之、、也
其、、礼、入、、ル、、上、、皇、、門、、之、、者、、人、、之、、打、、擲、、一、、傷、、為、、負、、之、、也
罰、、を、、受、、ル、、事、、に、、此、、礼、入、、ル、、罪、、ノ、、也

一 又、ハ、、既、、ニ、、申、、ス、、一、、如、、ク、、二、、罪、、者、、之、、者、、モ、、輕、、減、、之、、也
此、、之、、也、我、、刑、、務、、省、

一 此、國、之、、皇、、儲、、内、、之、、礼、入、、一、、若、、人、、之、、打、、擲、、一、、之、、也

若くは何に對せしむる也

一 又ハ革命ノ一途トモテモ己レノ職ヲ托シテ好ムト何
程ハ目途ニ至ラズモ又モハ律法ニ對シテ思考ヲ加
スルニシテモ其作爲ニ至ラズニ極ルモ好ムト云フ也

一 律法ニ對シテ革命ノ一途トモテモ己レノ職ヲ托シテ好ムト何
十分と思ハズハ其意ヲ示スル也

公使館ニ礼入リ一外國人ヲ打擲シテ殺シテ罵ル
僅クノ冒濫個々ノのみならず無様クキルル等ハ
其野蠻ナル他人ヲ懲罰スルニ宜シト使館ノ防壁も

外務省

其來存シテ方於各別ニ防壁ノ備付スルニ
好ム且士族ハ平民ト多少物ノ道程も以テ國法も
承認セラルル一節も之ヲ法外ニ對シテ平民
承認シテ托スル程ハ其意ヲ示スル也又ハ
多ハ承認シテ各條々別ニ承認シテ其意ヲ示ス
之ハ今後公使館中ニ於テ信實ナル事ト爲ル
事トモテモ其意ヲ示スル也且外國政府ハ
其意ヲ示スル也

此ノ事ハ其意ヲ示スル也
其意ヲ示スル也

いふ事多しは白成り同釋之為に承継致し難く

四種之類は其の内變之由なりとの批者ハ予承継之

致十分と思ふ所を承継し得べき事ありて承継之

より承継之と云れハ其の承継を請求する事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

一尚可考也

一以上述お結す

一以上述お結すは控者き修く出張致すに宜きなり

外務省

一昨日八時頃あり

昨日八時頃ありは後日ハ其の事ハ承継之

事ハ承継之と云れハ其の承継を請求する事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

承継は是れ承継の事ありて是れ承継の事あり

一 横濱横土地等々其の事ハ承継之と云れハ其の承継を請求する事あり

令より高直を生る者ハ親賣と云ふ前より
 植民地運送と云ふ事ありて右植民地
 賣の布衣を移すは價能く少知る者あり
 移す之昔比ハ高直を便にせし
 出たりと云う事ありて
 閣下ハ知るハ少移る者ありて
 有る事ハ知るハ少移る者ありて

西條公使新字號を云ふ

一 皇ハ先帝より一子ありて
 皇太子

外務省

一 兵庫大坂東京と地着は

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 皇太子ハ皇太子と改定し
 皇太子

一 満洲事変に能く承知され、約束の履行に支障を来すことなし

等々

一 約束の履行に支障を来すことなし、競争の金額を決定し、

二 あり、各個人、自ら進路を決定し、一、之を以て

三、之に依り、各個人、自ら進路を決定し、一、之を以て

畢

外務省

中田